

男女共同参画の取組の強化

令和3年3月9日
内閣府男女共同参画局

男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針である。

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（以下「5次計画」という。）を令和2年12月25日に閣議決定した。

89項目の成果目標を含め、5次計画を着実に、スピード感を持って実行する。さらに、様々なバックグラウンドを持った人々が活躍できる多様性ある社会の構築に向け、女性活躍の機運を加速するため、すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議（令和3年3月9日）において菅内閣総理大臣から指示のあった以下の事項について、各府省において強力に取り組んでいただきたい。

1. 5次計画に掲げられた女性登用・採用目標の達成に向けて、令和3年度、4年度に取り組む具体案を取りまとめ、6月目途に策定する女性活躍・男女共同参画の重点方針に盛り込む。
2. 令和3年4月末までに、所管の独立行政法人や関係団体等に対して、役員や管理職に女性を積極的に登用するよう要請を行う。
3. 男女共同参画は、国際社会で共有されている規範である。この認識の下、各府省内において、偏見や固定観念に基づく言動があれば、それを指摘し、改善することを徹底する。

上記に加え、同会議において丸川男女共同参画担当大臣から各閣僚に対して依頼のあった以下の事項についても要請する。

4. 各府省が主催又は後援するシンポジウムや各種行事において、登壇者や発言者の性別に偏りがないよう努める。
5. 女性職員について、責任ある判断が求められる職務への登用や職域拡大に積極的に取り組む。
また、これに関連し、重要な情報発信の機会に女性職員の積極的な起用をお願いする。

(参考1)

すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部 総理御発言

(令和3年3月9日)

- 男女共同参画は、我が国政府の重要かつ確固たる方針であり、国際的にも共有されている守るべき規範です。グローバル化が進む中、世界的な人材獲得にも関わる重要課題であります。
- こうした認識の下に、令和の時代に輝ける男女共同参画を実現するため、「第5次男女共同参画基本計画」を強力に推進する必要があります。
- そのために、各閣僚におかれては、特に以下の点について強力に取り組んでください。
 - ① まず、基本計画に盛り込んだ女性の登用・採用目標の達成に向けて、令和3年度・4年度に取り組む具体案を、本年6月目途に策定する「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に盛り込むこと、
 - ② また、本年4月末までに、所管の独立行政法人や関係団体に対して、女性を積極的に登用するよう要請すること、
 - ③ さらに、男女共同参画は国際的にも共有された規範であるという認識のもと、各府省内で偏見や固定観念に基づく言動があれば、それを指摘し、改善すること。
- 「すべての女性が輝く令和の社会」に向けて、丸川大臣を中心に各閣僚が全力で取り組んでください。

(参考2)

すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部 丸川大臣御発言

(令和3年3月9日)

- 日本のジェンダー・ギャップ指数は、153 か国中 121 位と大変残念な状況です。我が国においては、国際社会では当然の規範である男女平等の理念が必ずしも共有されておらず、男女共同参画はいまだ道半ばであります。
- 男女共同参画への注目が高まっている中、「多様性と調和」を核とする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、社会全体で男女共同参画を強力に推進し、大会のレガシーとなるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。
- 大会組織委員会においても、橋本会長のリーダーシップのもと、今般、女性理事の比率が4割超となるとともに、男女平等推進チームが新たに設けられる等、取組の強化が図られました。政府としても、引き続き、大会組織委員会と連携してまいります。
- また、新型コロナによる女性の雇用や生活への深刻な影響にしっかり対処するとともに、昨年末に策定した「第5次男女共同参画基本計画」を着実に、かつスピード感を持って実行したいと考えております。
- このため、5次計画に盛り込んだ女性の登用・採用に関する目標の達成に向けて、令和3年度・4年度に取り組む具体策を、6月を目途に策定する「女性活躍・男女共同参画の重点方針」にしっかり盛り込みたいと思います。
- 加えて、男女共同参画会議において、毎年度、5次計画の特に重要な項目について、進捗状況を点検します。また、計画中間年である令和5)年に、全 89 の成果目標の達成状況について点検・評価を行います。さらに、必要に応じて、内閣総理大臣及び関係大臣に意見を述べ、確実な実行を求めてまいります。
- 併せて、次の2点について閣僚の皆様をお願いがございます。
1点目は、各府省が主催または後援する行事について、登壇者や発言者の性別に偏りが
ないよう努めていただきたいということです。
2点目は、各府省の女性職員について、責任ある判断が求められる職務への登用や職域
拡大に積極的に取り組んでいただきたいということです。
これらにより、政策立案過程に多様な視点を確保するようにしてください。
- 閣僚の皆様におかれては、「すべての女性が輝く令和の社会」に向けて、5次計画を真に実効性あるものとするべく、御協力をお願いいたします。